

◎佐賀県条例第19号

佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例

佐賀県警察の組織に関する条例（昭和29年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第8条関係）			別表（第8条関係）		
名称	位置	管轄区域	名称	位置	管轄区域
佐賀県佐賀警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市（諸富町及び川副町を除く。）	佐賀県佐賀南警察署	佐賀市本庄町	佐賀市のうち、愛敬町、赤松町、朝日町、伊勢町、今宿町、駅前中央一丁目（1番の一部）、駅南本町、大財一丁目から大財六丁目まで、大財北町（1番及び3番から7番まで）、鬼丸町、嘉瀬町、川副町、川原町、北川副町、木原一丁目から木原三丁目まで、久保田町、巨勢町、呉服元町、紺屋町、材木一丁目、材木二丁目、栄町（3番の一部）、道祖元町、下田町、昭栄町、城内一丁目、城内二丁目、白山一丁目、白山二丁目、新栄西一丁目、新栄西二丁目、新栄東一丁目から新栄東四丁目まで、新郷本町、新生町、末広一丁目、末広二丁目、成章町、高木町、田代一丁目、田代二丁目、多布施一丁目から多布施三丁目まで、中央本町、天神一丁目、天神二丁目（1番、3番及

改正前			改正後		
					<u>び4番の各一部)、天祐一丁目、天祐二丁目、天祐団地、唐人一丁目、唐人二丁目、中折町、長瀬町、中の小路、中の館町、鍋島町(大字八戸)、西魚町、西田代一丁目、西田代二丁目、西田代町、西与賀町、蓮池町、八幡小路、東佐賀町、東与賀町、光一丁目から光三丁目まで、堀川町、本庄町、松原一丁目から松原四丁目まで、水ヶ江一丁目から水ヶ江六丁目まで、緑小路、南佐賀一丁目から南佐賀三丁目まで、諸富町、八戸一丁目、八戸二丁目、柳町、与賀町、六座町</u>
佐賀県諸富警察署	佐賀市諸富町	佐賀市 (諸富町及び川副町に限る。)	佐賀県佐賀北警察署	佐賀市高木瀬町	佐賀市 (佐賀県佐賀南警察署の管轄区域を除く。)
略			略		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。
(佐賀県警察署協議会条例の一部改正)
- 2 佐賀県警察署協議会条例（平成13年佐賀県条例第10号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
附 則	附 則

改正前	改正後
1～4 略	<p>1～4 略</p> <p><u>5 佐賀県警察の組織に関する条例の一部を改正する条例（平成28年佐賀県条例第19号）の施行の日の前日において佐賀県佐賀警察署及び佐賀県諸富警察署に係る協議会の委員である者の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、その日に満了する。</u></p>